

豊川市総合体育館始め9体育施設
公 募 要 領

平成17年8月

豊川市教育委員会市民体育課

目 次

1	指定管理者制度導入及び公募の目的	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 1
	豊川市総合体育館始め9施設について	・ ・ ・ ・ ・ 1
	<別紙1>施設の概要	・ ・ ・ ・ ・ 17 ~ 22
3	指定管理者の指定期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
4	指定管理者の指定	・ ・ ・ ・ ・ 1
5	協定に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(1)協定の締結	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(2)協定の締結時期	・ ・ ・ ・ ・ 1
	(3)主な協定内容	・ ・ ・ ・ ・ 2
	(4)協定書解釈に疑義が生じた場合の措置	・ ・ ・ ・ ・ 2
6	管理の基準及び業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 2
	(1)管理の基準	・ ・ ・ ・ ・ 2
	(2)業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・ 2
	(3)変更の協議	・ ・ ・ ・ ・ 2
7	経費に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(1)基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(2)過去における収支状況、<別紙2>収支状況資料	・ ・ ・ ・ ・ 3、23 ~ 25
	(3)利用料金制及び指定管理料	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(4)指定管理者の収入として見込まれるもの	・ ・ ・ ・ ・ 3
	(5)管理運営経費について、<別紙3>経費分担票	・ ・ ・ ・ ・ 4、26
	(6)減免について、<別紙4>総合体育館等利用状況	・ ・ ・ ・ ・ 4、27 ~ 30
8	応募資格	・ ・ ・ ・ ・ 5
	(1)基本事項	・ ・ ・ ・ ・ 5
	(2)グループ応募について	・ ・ ・ ・ ・ 6
	(3)欠格事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
9	申請等手続きについて	・ ・ ・ ・ ・ 7
	(1)スケジュール	・ ・ ・ ・ ・ 7
	(2)公募要領等の配布	・ ・ ・ ・ ・ 7
	(3)公募(現場)説明会	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(4)質問について	・ ・ ・ ・ ・ 8
	(5)応募に係る提出書類	・ ・ ・ ・ ・ 9
	(6)応募にあたっての留意点	・ ・ ・ ・ ・ 11
10	選定方法及び選定基準	・ ・ ・ ・ ・ 13
	(1)選定方法	・ ・ ・ ・ ・ 13
	(2)作業部会による審査	・ ・ ・ ・ ・ 13
	(3)選定委員会の設置	・ ・ ・ ・ ・ 13
	(4)選定基準並びに予定審査項目及び配点	・ ・ ・ ・ ・ 13
	(5)選定のスケジュール	・ ・ ・ ・ ・ 14
11	公募に係る公表について	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(1)応募受付中の公表	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(2)応募締切後の公表	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(3)指定候補決定後の公表	・ ・ ・ ・ ・ 15
12	その他	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(1)事業の継続が困難となった場合の措置	・ ・ ・ ・ ・ 15
	(2)リスク分担に対する指針について	・ ・ ・ ・ ・ 16
13	参考資料	・ ・ ・ ・ ・ 17
14	窓口	・ ・ ・ ・ ・ 18

1 指定管理者制度導入及び公募の目的

公の施設における「指定管理者制度」は、平成15年6月13日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の一部改正により創設され、平成15年9月2日から施行されています。

この新たな制度は、公の施設の管理において、従前の管理委託制度に替えて設けられたものであり、民間事業者等も施設管理者の対象に加えることにより、民間の活力や知識・技能を公の施設の管理運営に活かし、サービスの向上、経費の縮減などに寄与することが期待されています。

豊川市(以下「市」という。)では、当該施設の管理運営について効果的かつ効率的に実施するために、指定管理者制度を適用することとし、本公募要領のとおり指定管理者を公募するものです。

2 施設の概要

豊川市総合体育館始め9施設の概要は(別紙1:施設の概要)のとおりです。

3 指定管理者の指定期間(予定)

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで(3年間)

4 指定管理者の指定

平成17年12月議会での議決を経た後、市長及び豊川市教育委員会が指定管理者として指定します。

5 協定に関する事項

(1) 協定の締結

市は、指定終了後、指定された指定管理者と細目協議を行い、指定期間全般を通じた基本協定と平成18年度に係る年度協定を締結します。なお、年度協定については、毎年度協議を行い締結します。

(2) 協定の締結時期

平成18年1月～2月を予定しています。

(3) 主な協定内容

事業計画書に関する事項

使用料又は利用料金に関する事項

市が支払うべき当該公の施設の管理に要する費用に関する事項

事業報告に関する事項

指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

当該公の施設における物品の所有権の帰属に関する事項

前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(4) 協定書解釈に疑義が生じた場合の措置

指定管理者は、協定書解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と協議し決定することとします。

6 管理の基準及び業務の範囲

(1) 管理の基準

豊川市総合体育館条例(平成2年条例第18号)、豊川市総合体育館管理規則(平成2年規則第21号)、豊川市プール条例(昭和42年条例第2号)、豊川市プール管理規則(平成5年規則第59号)、豊川市体育施設条例(昭和32年条例第10号)、豊川市体育施設管理規則(昭和53年規則第9号)並びに豊川市体育センター条例(昭和62年条例第17号)及び豊川市体育センター管理規則(昭和62年教委規則第4号)(以下、「豊川市総合体育館条例等」という。)に規定するとおりですが、詳細は、別紙「豊川市総合体育館等指定管理者仕様書」のとおりです。

(2) 業務の範囲

豊川市総合体育館条例等に規定する業務となりますが、詳細は、別紙「豊川市総合体育館等指定管理仕様書」のとおりです。

(3) 変更の協議

上記仕様書にかかわらず、管理の基準及び業務の範囲について、指定管理者から市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に資する提案があった場合、市は指定管理者と協議の上変更する場合があります。

7 経費に関する事項

(1) 基本方針

指定管理者は、この制度の目的に沿い、効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るため、指定管理者のノウハウを最大限に活用し、経費の削減に努める必要があります。

(2) 過去における収支状況

過去2年間における収支の詳細については、(別紙2:収支状況資料)を参照してください。

(3) 利用料金制及び指定管理料について

当該体育施設は、利用料金制を導入し、指定管理者は、条例に定める範囲内で、豊川市総合体育館条例第10条、豊川市プール条例第9条、豊川市体育施設条例第9条及び豊川市体育センター条例第10条で定める使用料を、市が承認したうえで決定し、自らの収入とすることができるものとします。また、当該体育施設使用料の多寡の如何にかかわらず、全て指定管理者自らの取り分とし、指定管理料は単年度ごとに支払います。

(4) 指定管理者の収入として見込まれるもの

利用料金収入

指定管理料

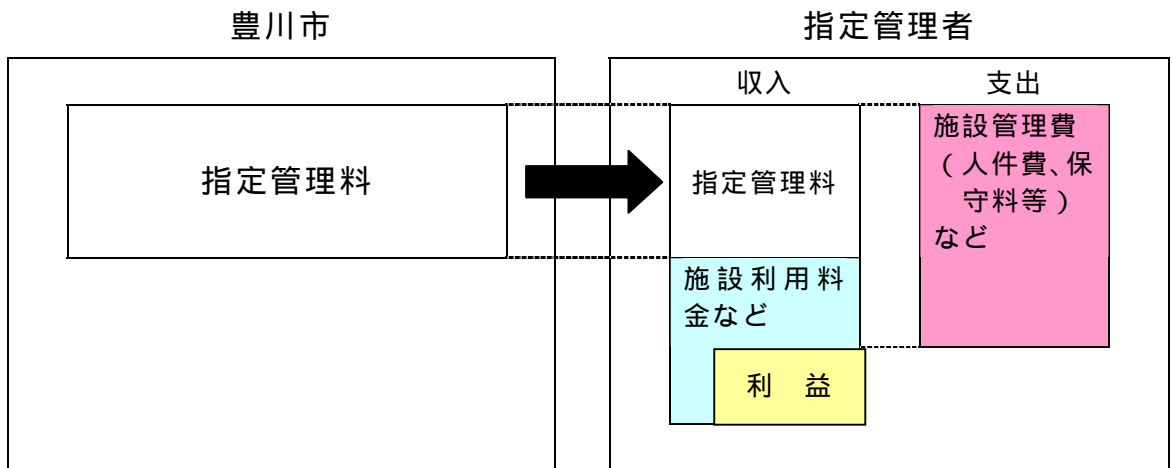
指定管理業務に係る費用は、単年度ごとに予算で決定される範囲内で、市と指定管理者の協議により決定いたします。

ただし、指定管理料は、平成15・16年度の決算額に係る人件費及び別紙「経費分担表」による豊川市が負担する経費を除いた物件費の合計額に係る2か年の平均金額(物件費部分:99,983千円)から当該2か年の平均使用料収入(45,036千円)で賄いきれない部分について、指定管理者に対して支払います。

なお、単年度の指定管理料は、106,900千円を超えることはありません。

◆ 経費の類型の概念図は以下のとおりです。

市が指定管理料を支払い、指定管理者の利益の多寡にかかわらず指定管理者がその利益を全て収受する形態



指定管理料には、人件費、物件費（消耗品、光熱水費、修繕費等）、運営費（事業運営費等）及び事務費（事務用品等の消耗品費、印刷製本費等）が含まれます。また、指定管理料の支払方法の別途協定「豊川市総合体育館始め9体育施設の指定管理に関する協定書」で定めます。

自主事業による収入

指定管理者は自らの企画立案の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。この事業に係る料金については、指定管理者が市長又は教育委員会の承認を得て定めます。

(5) 管理運営経費について

（別紙3：経費分担表）に基づき、指定管理者が担う経費については原則として上記収入の中から支払うこととなります。

修繕料について

修繕料とは、一般的には備品の修理、部品の取替えや、家屋等の修繕で工事の概念に入らないものをいいます。

見積金額が1件30万円未満の修繕については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。

なお、1件30万円以上の修繕が発生した場合は市が経費を負担します。また、協定における想定を超える修繕が発生した場合は、市と指定管理者は経費負担について協議することとします。その場合、修繕をおこなった場合については、修繕に関しての日時、内容（修繕箇所位置図等明細）及び金額について書面にて報告をしてください。

備品購入について

備品とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、性質形状を変えず、比較的長く使用し、かつ保存できる物品で、市では、購入価格が1万円以上(図書については5千円以上)の物品を指します。

見積金額が1件30万円未満の備品購入については、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担とします。

なお、見積金額が1件30万円以上で、市が必要と認める備品購入については市が負担します。

また、備品の購入にあたっては必ず市と協議することとします。

(6) 減免について

豊川市体育施設使用料減免取扱要綱(平成16年8月1日付け決裁済)の規定に基づき行われる減免については、教育委員会はその減免相当額について補填しません。(別紙4:総合体育館等利用状況)

(7) 支払時期について

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理料を決定し、支払時期及び方法については、別途協定書にて定めます。

(8) 管理口座

指定管理料及びその他の収入は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

(9) その他

その他支払の方法については、別途協定書にて定めます。

8 応募資格

(1) 基本事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体(以下「法人等」という。)とします。また、職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者とし、業務実施にあたり法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任しなければなりません。個人での応募は受けません。

(2) 複数の団体より構成されるグループ(以下「グループ応募」という。)による応募について

単独の団体で、指定管理者が行う業務を自ら担えない場合、これらを担える団体とグループ応募してください。その場合には、代表団体を定めてください。

(3) 欠格事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等

市から指定管理を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない法人等

市或いは教育委員会から指定の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から6か月を経過しない法人等

税（国税、愛知県税及び豊川市税）を滞納している法人等。消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を滞納している法人等

法人税及び消費税等に係る納税の有無については、税務署で納税証明書（その3の3）を申請し、取得すれば、確認出来ます。

法人等の代表者が税を滞納している法人等

応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等

手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人等

差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これが解消していない法人等

破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続について申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた法人等

会社更生、民事再生の手続について申立てがなされ、この手続が終了していない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取消され、その取消しの日から1年を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月を経過しない法人等。

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人等

次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人等

ア 市選定委員会の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者）

本業務を円滑に遂行でき、安定的・健全な財務能力を有しない法人等

9 申請等手続きについて

（1）スケジュール

と き	内 容
平成17年8月8日～8月26日	公募要領の配布期間
平成17年8月8日～8月18日	第1回質問書の受付期間
平成17年8月26日	現場説明会参加申込期限
平成17年8月30日	第1回質問書の回答期限
平成17年8月30日	現場説明会
平成17年8月30日～9月6日	第2回質問書の受付期間
平成17年9月14日	第2回質問書の回答期限
平成17年9月15日～9月26日	提出書類の受付期間
平成17年10月を予定	作業部会による審査
平成17年10月を予定	第1次審査、第1次選定結果通知
平成17年10月を予定	第2次審査、指定管理者候補者の決定 （第1次審査を通過した法人等のみ）
平成17年10月を予定	選定結果の公表
平成17年10月を予定	指定管理者内定通知交付
平成17年12月議会を予定	指定管理者の指定に係る議決
平成18年1月から2月を予定	指定管理者との協議
平成18年2月を予定	指定管理者との協定締結
平成18年4月1日（平成18年度開始）	管理代行開始

（2）公募要領等の配付

配付期間

平成17年8月8日（月）から同月26日（金）まで

配付方法

次の方法で配付します。

ア 豊川市総合体育館事務室内窓口にて直接配付

配付・受付時間は月曜日から金曜日の8時30分から17時まで
(土曜日及び日曜日は配付・受付は行いません。)

イ 市ホームページからのダウンロード

ウ 郵送請求(返信用封筒(角形2号)、切手390円を同封のこと。)
郵送請求の場合は、配達記録又は書留によること
平成17年8月22日消印まで有効

(3) 公募(現場)説明会

説明会への参加方法

平成17年8月26日までに「説明会の参加申込書(様式第8号)」
を豊川市教育委員会市民体育課(豊川市総合体育館事務室内)までご提出
ください。(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)

提出方法

ア 窓口へ直接持参

提出時間は、8時30分から17時まで

イ 電子メール

ウ 郵送の場合は、配達記録又は書留によること。

平成17年8月26日消印まで有効

日 時 平成17年8月30日(火)

13時30分から17時までを予定しています。

場 所 豊川市総合体育館ミーティング室2(総合体育館内2F)

その他

ア 参加人数は、1社等2名までとします。

イ あらかじめ説明会出席の連絡がない場合は、説明会への参加は出来
ません。

ウ 説明会への出席は、必須とします。

(4) 質問について

第1回質問について

ア 受付開始日 平成17年8月8日

イ 提出期限 平成17年8月18日

(窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。)

ウ 回答（期限）予定日 平成17年8月30日

エ 提出書類 質問書「様式第9号」

オ 提出方法

a 窓口へ直接持参 提出受付時間は、8時30分から17時まで

b 電子メール

c 郵送

郵送の場合は、配達記録又は書留によること

平成17年8月16日消印まで有効

カ 質問内容についての留意事項

質問の内容について、次に掲げる事項については受け付けませんので留意してください。

a 市職員等のプライバシーに関すること。

b 他の応募団体の応募に関すること。

c その他回答することが適当でないと市が判断すること。

キ その他

a 口頭による質疑は受け付けません。

b 質問によっては、回答（期限）予定日前に、市ホームページの「公募のお知らせ」欄に回答を掲載することがありますので、随時確認してください。

c 全ての質問及び回答は、現場説明会参加法人等全員に、現場説明会当日に文書によりお渡しします。

第2回質問について

ア 受付開始日 平成17年8月30日

イ 提出期限 平成17年9月6日

（窓口持参及び郵送提出の場合、休日は除く。）

ウ 回答（期限）予定日 平成17年9月14日

エ その他の事項については、第1回質問と同様です。

（5）応募に係る提出書類等の受付

提出期間 平成17年9月15日（木）から同月26日（月）まで

受付時間は、8時30分から17時まで

(土曜日・日曜日・祝日については、受付事務等はいりません。)

提出方法

■ 窓口へ直接持参

必ず指定管理者担当職員に提出するとともに、提出書類の確認を受けてください。

提出書類一覧表

書類番号	提出書類	様式関係
1	指定管理者指定申請書、グループ構成員表	様式第1号、 様式第1号の2
2	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に係る指定の予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書 (ア)管理運営に当たっての基本姿勢及び運営体制 (イ)職員の配置計画及び職員研修 (ウ)利用者等からの苦情等に対する対応 (エ)市民及び利用者に係る平等利用の確保及び意見の反映 (オ)利用者増に向けた方策及び市民及び地域団体等との連携 (カ)自主事業の計画 (キ)経営・経理体制及び維持管理経費縮減に係る方策 (ク)指定管理者への応募理由及び団体の経営状況と事業実績 (ケ)利用者の個人情報の保護措置 (コ)事故防止の取組み及び発生時の対応 (サ)火災及び地震等緊急時の対応 	様式第2号
3	指定期間内の各年度に係る収支予算書	様式第3号
4	施設運営の組織及び人員体制	様式第4号
5	グループ応募の場合における各団体の役割及び責任の分担体制	様式第5号
6	類似施設の運営実績	様式第6号
7	団体概要(設立趣旨、事業内容、役員名簿、事業規模(予算・人員)等)	
8	法人 <ul style="list-style-type: none"> ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 ・登記簿謄本 法人以外 <ul style="list-style-type: none"> 会則等当該団体の組織活動の基本となる規則を記載した書類 	
9	法人等に係る申請の日の属する事業年度及び前年度の事業計画書並びに財務の状況を明らかにすることができる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表(最近2年分) ・損益計算書(最近2年分) ・収支計算書(最近2年分) ・財産目録 	
10	最近2事業年度に係る納税証明書：国税(法人税、消費税及び地方消費税)・県税(法人県民税、法人事業税)、市税(法人市民税)	
11	法人以外の団体にあつては、申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び最近2年分の収支決算書	

提出部数

正本 1 部と、各写し 10 部を同時に提出して下さい。

提出先

豊川市総合体育館内（所在地：豊川市諏訪 3 丁目 2 4 6 番地）

豊川市教育委員会市民体育課管理係 担当：小^こ板^{いた}橋^{ばし}・永^{なが}井^いまで

その他

ア 提出書類は、原則として A 4 版、縦型長辺綴じ・横書きで応募者名を記入した書類として提出してください。また、インデックス（口取り）で、書類名を示してください。

なお、「事業計画書」及び「収支予算書」については同時に「フロッピーディスク」でも提出してください。

イ 応募提案書類においては、通称、ロゴマーク等の使用はしないでください。

（ 6 ） 応募にあたっての留意点

使用する言語及び通貨単位

この公募に関して使用する言語は日本語、通貨単位は円とします。

グループによる応募

グループを結成して提案を行う場合は、応募に関する事務を全て当該グループの代表者を通じて行わなければなりません。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなします。

また、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合は、変更を可能にすることもあります。

選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募者は選定委員会委員及び関係市職員と本件についての接触（公募説明会、ヒアリング、公募に関する質問等正当な行為は除く。）を禁じます。接触事実が認められた場合は、候補予定者から除くことがあります。

記名押印のない書類による応募は無効とします。

同一施設に係る重複応募等の禁止

一つの法人等が同一施設について複数の応募をすることはできません。また、一つの法人等が複数のグループに加わることもできないこととします。

著しく信義に反する行為があった応募者については、応募が無効となります。

応募に関する費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

提供した資料の取扱い

担当課が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

提出書類の取扱い

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出された書類は、指定管理者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

ウ 指定管理者の決定までの間、市は指定管理者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には、応募者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

指定管理者の決定後、市は選定された候補者の応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

エ 応募に当たって提出した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後における内容変更は認めません。

虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、**辞退届（様式第7号）**を提出してくだ

さい。なお、その提出は選定委員会開催日の7日前までとします。

応募に係る情報について

応募のための説明会、現地見学会等定められた機会を除き、市が便宜を図ることはできません。応募者は教育委員会が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

10 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき総合的に評価する公募型総合評価方式を採用し、応募資格審査、事業計画書等の基礎審査及び提案審査を実施し、第3位まで候補者を決定します。

(2) 作業部会による審査

豊川市指定管理者選定委員会設置要綱第7条に基づく「作業部会」を設置し、応募資格審査、基礎審査及び事前審査を行います。

(3) 選定委員会の設置

豊川市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき豊川市指定管理者選定委員会を設置し、選定基準に基づき提案審査及び選定を実施します。

(4) 選定基準並びに審査項目及び配点

管理運営体制の観点について（配点：30点）

- a) 管理運営の基本姿勢
- b) 管理及び運営体制について
- c) 職員の配置計画について
- d) 職員の研修計画について
- e) 苦情等に対する対応について

市民及び利用者サービスの観点について（配点：25点）

- a) 市民及び利用者に係る平等利用の確保について
- b) 市民及び利用者意見の反映について
- c) 利用者増に向けた方策について
- d) 市民及び地域団体等との連携について
- e) 自主事業の計画について

経営及び経理の観点について（配点：20点）

- a) 経営及び経理体制について
- b) 収支計画について
- c) 管理経費縮減の方策について

団体に係る概要の観点について（配点：15点）

- a) 指定管理者に応募する理由について
- b) 団体の経営状況及び事業実績について
- c) 類似体育施設の管理運営実績について

危機管理体制の観点について（配点：10点）

- a) 個人情報の保護措置について
- b) 事故防止の取組み及び発生時に対応について
- c) 火災及び地震等緊急時の対応について

(5) 選定のスケジュール

次のとおり指定管理者の候補者を決定します

作業部会による審査

- ア 審査期間 平成17年10月を予定しています。
- イ 選外決定通知日 平成17年10月を予定しています。

選外決定通知は対象者のみ通知します。

選定委員会による第1次提案審査

- ア 日 時 平成17年10月を予定しています。
- イ 審査方法 第1次選定委員会を開催し、書類審査を行います。
- ウ 選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、第1次審査通過団体として、最大3団体程度を予定しています。

エ 第1次選定結果の通知

- a) 通知日 平成17年10月を予定しています。
- b) 第1次審査対象者全員に、選定結果を文書により通知します。

選定委員会による第2次審査

- ア 日 時 平成17年10月を予定しています。
- イ 審査方法 第2次選定委員会を開催し、ヒアリング審査を行います。

ウ 選定内容

選定基準に基づく評価点の合計により、指定管理者の候補者を決定します。

エ 第2次選定結果の通知

a 通知日 平成17年10月を予定しています。

b 第2次審査対象者全員に、選定結果を文書により通知します。

11 公募に係る公表について

(1) 応募受付中の公表

原則として行いません。

ただし、説明会参加団体数、応募団体数など応募に係る統計的な数については公表する場合があります。

(2) 応募締切後の公表

必要に応じて公表します。

(3) 指定候補決定後の公表

第1次審査結果及び第2次審査結果内容について公表します。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知

することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) リスク分担に対する指針について

市が想定する主なリスク分担の指針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その指針を示したものです。

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更		
事業の中止・延期	市の指示によるもの		
	指定管理者の事業放棄・破綻		
不可抗力	天災・暴動等による履行不能		
	天候による履行不能		
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
計画変更	市による事業内容の変更等		
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		
性能不適合	協定に定めた要求水準に不適合		
需要変動	実施条件を超える需要変動		
	上記以外の場合		
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合（指定管理料を減額する場合がある。）		
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由による利用者への損害（不適切な施設管理による利用者のけが等）		
	上記以外の場合		
第三者等への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		
	上記以外の場合		

13 参考資料

応募にあたり、次の資料については、市ホームページや窓口において配付いたしますのでご活用ください。

- (1) 関係法令
- (2) 利用統計資料
- (3) 収支状況資料(平成15年度・16年度分)
- (4) 仕様書

14 窓口

豊川市教育委員会市民体育課

〒442 - 0068 豊川市諏訪3丁目2-4-6

0533 - 86 - 5175 Fax 0533 - 86 - 5746

E-mail taiiku@city.toyokawa.lg.jp

担当者 こいたばし 小坂橋・永井

(別紙1) 施設の概要

(1) 豊川市総合体育館

所在地	豊川市諏訪3丁目246番地
施設規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階、塔屋2階
施設面積	敷地面積：7,875.0m ² 延床面積：7,506.0m ²
竣工年月	平成2年5月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーン・アリーナ(1階): 1,810m² ・ トレーニング室(1階): 316m² ・ レク・アリーナ(1階): 219m² ・ サブ・アリーナ(3階): 846m² ・ ミーティング室1・2 ・ 駐車場(台数: 90台)

(2) 豊川市プール

所在地	豊川市金屋西町三丁目16番地の2
施設面積	9,296.0m ²
最終改装年月	平成5年7月
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50mプール(9コース)・25mプール(10コース) ・ ファミリープール、幼児用プール ・ 滝・せせらぎの浅瀬・幅広滑り台 ・ ウォータースライダー(全長100m・高さ12m) 管理棟 1階 事務所、男女更衣室(各1,000人)、男女便所、医務室、放送室、倉庫、消毒槽、シャワー 2階 会議室、休憩所、男女便所、バルコニー

(3) 豊川市野球場

所在地	豊川市諏訪 1 丁目 7 9 番地
施設面積	1 5 , 2 4 4 . 0 m ²
改装年月	昭和 5 4 年 3 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ グラウンドの大きさ 左右両翼 9 1 . 6 m 中堅 1 1 6 . 0 m・ グラウンドの形状 扇型・ 施設 ナイター設備、バックネット、ダックアウト、バックスクリーン、スコアボード、防球ネット・ 管理棟 事務室、炊事場、会議室、トイレ、放送室・ 観覧席 コンクリートスタンド 1 , 0 0 0 人収容、芝生スタンド 1 , 2 0 0 人収容・ ナイター照明 (4 基)

(4) 豊川市陸上競技場

所在地	豊川市諏訪 1 丁目 8 0 番地
施設面積	2 4 , 4 1 6 . 7 m ²
竣工年月	昭和 5 3 年 1 0 月
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・トラック 1 周 4 0 0 m (8 コース)・フィールド 走幅跳、走高跳等・管理棟1 階 事務室、放送室、倉庫、トイレ、ロッカールーム2 階 談話室、電気室、スタンド (7 2 0 人収容)

(5) 豊川市庭球場

所在地	豊川市諏訪1丁目80番地
施設面積	6,360.6㎡
改装年月	昭和54年3月
施設内容	・ クレーコート(8面) ・ 役員席(20人収容) ・ コンクリートスタンド(480人収容) ・ 硬式・軟式共用 ・ ナイター照明(9基)

(6) 豊川地域文化広場庭球場

所在地	豊川市桜ヶ丘町79番地の2
施設面積	2,263.3㎡
改装年月	昭和58年3月
施設内容	・ ハードコート(3面) ・ ナイター照明(14基)

(7) 豊川市弘法山公園野球場

所在地	豊川市国府町岡本106番地の2
施設面積	6,480.0㎡
開設年月	昭和54年9月
施設内容	ナイター照明(4基)

(8) 豊川市本野原第一公園広場

所在地	豊川市本野ヶ原三丁目59番地
施設面積	8,669.0㎡
開設年月	昭和55年9月
施設内容	ナイター照明(4基)

(8) 豊川市体育センター

所在地	豊川市八幡町弥五郎 1 0 5 番地
施設規模	鉄骨及び鉄筋コンクリート造平家建 一部二階建
竣工年月	昭和 6 2 年 3 月
施設面積	敷地面積： 1 0 , 1 9 4 . 0 3 m ² 延床面積： 3 , 5 2 4 . 5 m ²
施設内容	<ul style="list-style-type: none">・ アリーナ： 1 , 0 8 0 m²・ 柔道場： 3 面・ 弓道場： 6 1 3 . 8 4 m² 近的 1 2 立・ ミーティング室・ 駐車場